

Title	イギリス法に対するEC法の影響：法の整合における司法の役割
Sub Title	Influence of EC laws to cases of Great Britain : a role of judicia l process in the harmonization of law
Author	平, 良(Taira, Ryo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1980
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.53, No.12 (1980. 12) ,p.55- 72
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	法学部法律学科開設九十周年記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19801215-0055

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

イギリス法に対するEC法の影響

——法の整合における司法の役割——

平

良

まえがき

- 一 イギリスにおけるEC関連判例
- 二 イギリスの諸判例に見られる問題点
- 三 アメリカにおける事例
- 四 まとめ

まえがき

ヨーロッパ共同体（EC）の加盟国においてEC法を国内に直接適用することから、国内法をEC法に適合するように運営しなければならぬ。とりわけ大陸法的思考による六原加盟国に対して、イギリスは大陸法と異つたコモン・ローの理念にもとづくのであり、EC法の適用に当つてもその対応と影響が新しい問題を提起することとなる。

すでにイギリスのEC加盟に当つて、EC法の優位性、直接適用性に対処するために、伝統的な憲法理論である国会主権

イギリス法に対するEC法の影響

の理念に再検討が行われ、新しい政治的現実に対応せざるをえなかつた。この点についてはわが国においてもすでにいくつか紹介されている。⁽¹⁾

このような憲法上の問題は別にしても、EC法の直接適用によつて、イギリス国内法の個々の分野に変化が生じてくることにならう、イギリスのEC加盟はまだ短く、その影響が極めて著しいものというわけではないが、長期的には大陸法的構成をもつたEC法がイギリス法の中にすくなからざる影響を及ぼすこととなる。また、ECの目的が域内における、人、物、資本サービスの自由な交流にあることから従来の国境を越えた交流の増大が国際私法の領域に属する紛争の増加とその解決を必要とするであろう。本稿においてはイギリスの諸判例を検討し、イギリス法におけるEC法の意味を考え、いささか類似した国とりわけアメリカの法発展の歴史から考えて将来の方向を予測してみたい。

(1) 岡村堯 イギリスEC加盟に伴う法的问题 西南学院法学選集、第一二巻第一〜四号、平良 イギリス憲法におけるヨーロッパ共同体法 法学研究 第五〇巻第一号。

一 イギリスにおけるEC関連判例

一九七五年以降は、イギリスにおけるEC関連判例の数は増加しているが、それまでは必しも多くの例はみられない。これらの諸判例の中から本稿と関連する判例の若干を紹介したい。

1. ローエンブラウ・ミュヘン対ゲルンヘル・ビール会社事件 (一九七七年)⁽¹⁾

この事件は取引制限に関する事件であり、EC裁判所への照会 *reference* が争われている。⁽²⁾ この判決ではイギリスの内裁判所がイギリス以外のEC加盟国内判例を含むEC判例を参照している。

原告はドイツのミュヘンにあるビール会社でそこではローエンブラウという商標のビールを醸造し、マックローリン会社

を通してイギリスにおいて販売していた。被告はイギリス海峡諸島においてビールを醸造し「ロングヘール・ロウエンブラウ」という商標でイギリス国内でビールを販売していた。原告は被告が名称を詐欺的通用 *passing-off* することを禁止するための中間差止命令を求めた。これに対して被告はドイツにおいても「ロウエンブラウ」という名称は醸造所名を加えた上で用いられているものであり、特定のものというより一般的なものであり、ロウエンブラウという名称は独占出来るものではない。もし原告がこの名称の使用禁止を認められるなら、EC条約第三六条における加盟国間における差別的取扱いや、擬装的な取引制限を認めることになり、この問題はEC裁判所に照会する必要があると申し立てている。原告はこの手続は中間的なものであり、最終的なものでないからEC条約第一七七(二)条によつてEC裁判所の見解を求める場合に当らぬと主張している。

これについて、裁判所はEC裁判所への照会は不必要なものまで行うべきではないが、イギリスの高等裁判所が照会を必要とすると考えるなら照会出来るのであつて、中間手続の場合も含まれる。そして、この詐欺的通用の禁止申し立てにおいては、EC条約第三六条にいう「加盟国間の専断的な差別あるいは擬装的な取引制限の手段」であるなら、中間的なものも含んで差止命令は出せないことになり、そうでなければ差止命令は認められる。もし、疑問があれば、差止命令を出した上でEC裁判所に照会することになる。それは差止命令を出すことによつてEC裁判所へ照会する理由となるからである。この事件ではたとえドイツにおいて類似の名称が使用されていても、イギリスにおいて制限することは妨げられない。被告が根拠とするドイツにおける排他的権利の使用 *exhaustion* は認められないから、原告はEC条約第三六条但書に反しているとはいえない、といったことから、EC裁判所に照会せず、中間決定によつて差止を行い、後にこの決定が最終的なものとなつた。

2. H・P・バルマー会社対J・ポリンジャー会社事件(一九七四年)³⁾

この事件も前の事件に類似した商号上の問題である。イギリスのリンゴ酒製造業者は長い間その製品に「シャンペン・サ

イダー」あるいは「シャンペン・ペリー」という名称をつけていた。フランスにおいてシャンペン地方で発泡酒を製造していた業者が、一九七〇年になつて、イギリスの業者が「シャンペン」という名称を用いないように差止めを求めた。イギリスの業者はイギリスにおいて「シャンペン・サイダー」「シャンペン・ペリー」の呼称が使用しうることを確認を請求した。フランスの業者はシャンペン地方で製造されるワイン以外にシャンペンという名称を使用すべきでないことを主張している。イギリスのEC加盟後、フランスの業者はシャンペン地方の物産以外のものにシャンペンという呼称を使用することはEEC規則八一六／七〇第三六条、同じく八一七／七〇第一二条および第一三条に反するものであると主張した。フランスの業者はEC条約第一七七条にもとづいてEC裁判所に予備決定 preliminary ruling を求める照会の請求をしたのである。これに対してイギリスの裁判所は照会を行う決定を拒否したのでフランスの業者は控訴したのである。

控訴裁判所はこの控訴を棄却した。それによると、高等裁判所がEC裁判所に照回するか否かについて裁量権をもつのであり、裁判官が判断するに当つて必要とされる場合に照会されるものである。一般的には、すべての事実が確定されその必要性が明らかになるものであり、裁量権の行使に当つては、時期、費用、当事者の希望、問題の重要性を考慮するのであつて、照会するか否かは国内裁判所の定めるべきものと考えるのである。

ここに挙げた二つの判例はECへの加盟によつて、従来は各国においてあまり考慮されなまま用いられていた呼称が、域内において紛争の原因となつて示していることを共に、EC裁判所に照会するか否かは結局国内裁判所の裁量によるものであることを示しているのである。とはいへ、シャンペン事件においてはEC裁判所に照会するについてのイギリスにおける基準を示しているものとして注目することが出来る。

3. E・M・I・レコード会社対C・B・S・連合王国事件 (一九七五年)⁽⁴⁾

前二例と異つてEC裁判所への照会を認めているのがこの事件である。EMIレコード会社はイギリスおよびEC加盟国

を含む九五ヶ国において「コロンビア」という商標のレコードを販売していた。被告CBSはアメリカからイギリスに輸入される「コロンビア」レコードの販売を行っていた。かつてイギリスとアメリカの「コロンビア」は関係はあつたが現在は無関係である。原告はアメリカから「コロンビア」なるレコードを輸入し販売することは商標権の侵害に当るものと主張して、中間差止命令を請求した。ECの一加盟国に域外から輸入された商品はEC域内諸国間に自由に流通されるものであるから、この商標の侵害はイギリスのみの問題でなくECの問題となるものである。この点についてECの他の加盟国においても類似の問題が生じているか、EC法自身が必しも明白でないことから、EC条約第一七七条によりEC裁判所の予備決定を求めることになる。

4. マキシム対J・G・ダイ事件（一九七七年）⁽⁵⁾

この事件も商号上の問題である。イギリスのノーウィッチで「マキシム」あるいは「ニュー・マキシム」という名称で営業しているレストランがあつたが、すでに一九〇七年にイギリスにおいてもその商号を登録していたフランスのマキシムが称号の使用の差止を申し立てた。すでに登録されているイギリスのマキシムがノーウィッチの「ニュー・マキシム」を訴えているのであるから、このこと自体はイギリス法上の問題ともいえるので、必しもEC法上の問題とはいえない。しかし、マキシムそのものはフランスにおいて通用している「のれん」であり、ここからEC条約第三六条の商業所有権の自由、第五九条の職務の自由、第三条の公正競争に関する問題を提起している。これについて、イギリス国内に営業地をもたない外国会社についても、その名称がイギリス国内において通用しているなら、その名称の禁止は認められるのであり、営業活動が前提になつていない。とりわけ共同市場内において保護すべき名称について決定を行うことが否定されるものではないと考えている。もつとも、名称が一定の地理的な範囲において用いられるものであるなら、名称が伝つているというだけでは充分とはいえないか、イギリス法においては外国会社は差別しないのであるから、この場合に、たとえマキシムがイギリスにお

いて営業していなくとも裁判所は判断の対象とすることができる。ここではその会社がイギリスにおいて確立した「のれん」を持つかどうかを考えれば良いのであつて、EC裁判所に照会するにはおよばないものと考えている。

この事件は手続的にEC裁判所に照会することなしに、いわばEC法上の理念にもとづいてイギリス裁判所の解決が行われているといえよう。

5. シルダー対フィユ・ド・ルイ・ミュリエ事件 (一九七五年)⁽⁶⁾

イギリスがECに加盟する前の一九六二年に、被告は「フィルダー」という名称により登録しようとした。これに対して原告は類似する名称であつたことからその登録に反対し、原告・被告間に合意が行われ、その名称は登録されなかつた。後にイギリスがECに加盟し、被告はこの協定はEC条約第八五条、第三〇条および第三六条から考えて認められるものではないと考え、一九七三年にフィドラーなる名称の登録を申請し、原告はこれに反対している。裁判所はEC条約第八五条による競争の自由の原則から考えて、登録は認めるべきもので、先の協定は無効とされるものと考えている。すなわち「シルダー」と「フィルダー」は混乱を生ずるほど類似しているものとは考えなかつた。そしてこの種の問題はEC裁判所に提訴すべきものではあるが、すでに先例によつて基準が明らかになつている場合にはEC裁判所へ提訴するにおよばないものというのである。

6. プリテイッシュ・レイランド自動車会社対ワイア・ト部品会社事件 (一九七八年)⁽⁷⁾

原告は被告が自動車物品についての著作権を侵害したということと訴えた。被告によると、(i)この部品は原告の支配下にある、イタリアの会社から購入したものであり、イタリアでの購入はイギリスを含むEC域内での購入に当る。(ii)原告側の

求めている救済は、ローマ条約に反して、原告がその優越的地位を濫用していることになる、と主張している。問題は(a)原告は優越的地位を持つていたか。(b)イタリア会社から購入した際に、イギリスの原告会社が、イギリスに輸入することを制限するといった権利を失っているといった同意があつたかどうか、(c)原告はイギリスあるいはEC域内において、著作権を根拠とした優越的地位をもち、それを濫用しているかどうか、といったことになる。優越的地位の濫用を立証するに当つて、被告は広い範囲での開示を求め、原告側は証拠漁りのための開示は不相当であり、基本約な問題はEC条約第八六条違反によつて刑事責任を考へるものであるといつている。裁判所は開示は優越的地位の濫用に当るか否かといつた問題点に制限されるものであるといつているが、この事件で提起された多くの実質問題にはふれないで、開示の適・不適といつた手続上の問題だけを示している。

7. ヴィラー・インターナショナル対アプリカシオン・デ・ガスS・A・事件 (一九七八年)⁽⁸⁾

被告会社はポータブル・ガス・カートリッジに関するノウ・ハウを持つていて他の会社と共謀して、イギリス国内で原告に対する優越的地位を濫用して原告に不利益を与えているということから、EC条約第八五条および第八六条に反するものとして訴えられた。この事件では、たとえ被告の行為が優越的地位の濫用に当るにしても、イギリスがECに加盟する以前においては、EC法がイギリスの国内法としての効力を持たないのであり、一九七二年以前の行為についてEC法の適用を認めなかつた。すなわちEC法に適及的効力を与えないことになる。

8. フェリックスストウ・ドック会社対イギリス・ドック公社事件 (一九七六年)⁽⁹⁾

フェリックスストウ会社が自己の運営するドックを一株一ポンド半の割合でドック公社に売却することになつた。ドック公社の性格上この種類の契約については議会の同意を必要としたので「議会が重要な変更をした場合には」取消しできるように、また一九七六年一月一日以前に議会の措置がとられるものと考えて、株の売買契約をした。ところが、後になつて、

ヨーロッパ・フェリー会社が一株一・七五ポンドの割合で購入の申し出をした。フェリックストウ会社は議会において重要な変更が行われているということ、およびドック公社はEC条約第八六条に反して優越的地位を濫用していると主張してこの協定の効力はなくなつていっているといつている。裁判所は議会の行った変更はフェリックストウ会社の負担となるものでないこと、およびEC条約で禁止されている優越的地位の濫用は、競争に当つて、それを実質的に妨害するものと考えているのであるから、この事件においてはEC条約にいう優越的地位の濫用の場合に当たらないといつている。すなわちEC条約の適用をしないで判断にいたつている。

9. チェルマカム自動車会社対エッソ石油会社事件(一九七八年)⁽¹⁰⁾

原告は石油販売を行つていたが、エッソ石油他の大手石油会社が業界において支配的な活動を行い、原告会社の販売活動が出来なくなつたので、被告等の行為はEC条約第八六条によつて禁止されるべきものであると、中間差止め命令を申し立てた。もとより、被告等の行為はEC条約によらなくても、イギリスの取引制限法 Restrictive Trade Practice Act (一九七六年) に反するものでもある。裁判所は、たとえ被告等の行為が取引制限法やEC条約違反に当るにしても、差止め命令が適当な救済に当るとはいえないので、不法侵害についての基本的救済方法である損害賠償によつて解決すべきであると考えて差止め命令を認めなかつた。この事件では救済について何れを選択するかといつたことのみが論ぜられ、EC条約や国内法違反の實質にまで及んでいない。

10. エッソ石油会社対キングスウッド・モーター会社事件(一九七三年)⁽¹¹⁾

これはガソリンスタンドか、ある業者からのみ供給をうける独占的契約 solus agreement はEC条約第八五条に抵触するのではないかが争われた。この種の契約は禁止の対象となる可能性はあるが、それ自体でEC条約第八五条に反するものでなく、状況や個々の協定の性格から考えるだけでなく、問題はEC委員会に通知しなくとも国内裁判所において決定しう

るものである。旧協定を通知する期間が経過していないなら、国内裁判所はEC条約第八五条によつて協定を無効とすることは出来ないのだから、協定に反しているガソリンスタンドに対する差止命令は認められる。

これらの取引上の諸判例においては結果として正面からEC法の適用をとりあげたものがないことになる。この他に、特許権の問題にむすびついた一、二の判例がある。

11. ミネソタ・マイニング会社対ギヤプレス・ヨーロッパ会社事件（一九七三年）⁽¹²⁾

被告はアメリカの会社がイギリスにおいて持つている特許権を侵害したということで訴えられた。被告はアメリカの会社から商品を購入したが、この商品はアメリカにおける特許にもとづいて、原告から使用許可をえている者を通して購入していた。原告は、すでに第三者との訴訟において特許についての確認をえているといつていた。しかし、被告は、EC条約から考えて原告の申し立てはなり立たないと主張している。すなわちEC条約によつて、ある国において特許を伴う製品の販売をしているなら、他の者が他の国でその商品販売を行うことは妨げられないことになるのである。裁判所はEC条約第三〇条乃至第三四条から特許権保護のための差止命令を出すことが文言上適切か否か明らかでない、またEC条約第三六条によると、第三〇条乃至第四〇条の条文は工業所有権の保護といった点については禁止を排除していないといつてゐる。ただ、加盟国間の取引を差別したり制限したりするものではないのである。アメリカの会社とその子会社に差止命令を認めてもこのような影響があるとはいえない。EC条約八五条は企業間の協定に適用されるもので、特許権の侵害を制限する差止命令には適用されない。被告がイギリスにおける使用権者の独占権に反して、非加盟国における被許可者から入手した商品を、非加盟国から加盟国に輸入している場合には、被許可者が一つの国で商品販売し、その特許権上の利益にもとづいて他国における輸入を停止しようとする場合とは異つてゐる、といつたことから差止命令を認めている。

12. レローズ会社対ハーウィック・ジャージイ会社事件 (一九七二年)⁽¹³⁾

正しくはイギリスのEC加盟以前の事件で、EC法がイギリス法になる前であるにもかかわらず、EC法が用いられている。原告は被告が特許権の侵害を行っていると訴えた。被告は被告の生産する織物は顧客の注文に応じて製造するものであり、この場合にはニュー・ヨークの会社を経て顧客の注文があり、顧客の見本に従って製造したにすぎない。そもそも原告の主張する特許の内容は、作業工程を示しているだけで、それが特許に当るかは疑わしい。その作品は原告の主張する特許物の再生産に当たらない、見本に従って製造することは長年行われている。被告に対して製造を禁止するなら(イギリスがECに加盟した後は)EC条約第八五条違反となると主張している。裁判所は特許違反を制限する差止命令はEC条約第八五条に述べられている合意とは異つているのであり、差別や取引制限を擬装するために特許法の規定を用いているという証拠がないかぎり、特許法上の問題であつてEC条約第八五条適用の問題には当たらないものであると、EC条約の適用を避けている。

この他に人と労働の自由移動に伴う事件がある。この点についてはEC条約第四八条に公の秩序、公共の安全、公衆衛生を理由に加盟国の留保が認められている。財の自由移動と共に人の自由移動はECの目的とするものであり、これと加盟国の留保をどのようにバランスをとるかが考えられている。イギリスにおいて代表的なものとしては次の事例である。

13. イボンヌ・ヴァン・デューン対内務省事件 (一九七四年)⁽¹⁴⁾

オランダ人であるヴァン・デューンがイギリスにおいて科学教 *scientology* といわれる宗教の教育機関で働く目的でイギリスに入国して来たが、イギリスは入国を拒否した、それは科学教は狂信的グループであり、それが拡大されることは保健省の基準から考えて好ましくないと考えたからである。EC条約によつて労働者の入国は自由でなければならないのであるからイギリスの入国拒否は条約違反に当るものであると争っている。EC条約第四八条(3)には入国について国家の留保を認

めているが、一九六四年の命令第三条 Directives 64/221により、その基準は関係する個人に結びついていてはならないといわれている。内務省側は第四八条には自力執行力がないし、科学教の宣教は全く個人に属するものであるといっている。ここで問題は、(a) 第四八条(3)は直接適用されるか、(b) 一九六四年の命令に直接適用効力があるか、(c) 原告の行為は個人に属するものに当るかということになる。原告は問題を EC 裁判所に照会するように求めたが、内務省は事件はまだ照会するには未熟であつて、この種の事件は国内裁判所によつて決定すべきものと考えている。裁判所は事件を EC 裁判所に照会することが適當と考へて、照会によつて当事者間に協議するように命じている。当事者間に条約の解釈について相違があり、条約の解釈が確定しない以上は判断出来ないのであるから、照会の上予備決定をえることが必要であると考へた。

以上の判例の他に、イギリスにおける憲法の解釈について、マックファーター対法務長官事件(一九七二年)⁽¹⁵⁾、EC 域内における通貨の取扱について、ミカエル対ジョージ会社事件(一九七四年)⁽¹⁶⁾、シロッシ・マイナー対ハンニ事件(一九七五年)⁽¹⁷⁾。また加盟国間においてそれぞれの社会保障・社会保険上の利益を相互に保証しえるかといつた種類の多くの下級裁判所の判例が見られる。⁽¹⁸⁾

- (1) Löwenbräu München v. Grunhale Lager International Ltd. [1974] 1 C. M. L. R. 1
- (2) reference to the EC 条約一七七条および EC 条約その他の解釈によつて EC 裁判所の有権解釈を求めるものであり、わたくしは EC 裁判所の見解を求めるといふ意味で「照会」するといつた言葉を用いた。また、それによつて EC 裁判所の行つた preliminary ruling については、本稿では「予備決定」とした。
- (3) H. P. Bulmer Ltd. and another v. Bollinger S. A. and others [1974] 2 All. E. R. 1226
- (4) E. M. I. Records v. C. B. S. United Kingdom Ltd. [1975] 1 C. M. L. R. 285
- (5) Maxims Ltd. and Louis Vaudable v. Joan Grace Dye [1977] 2 C. M. L. R. 410
- (6) Strider Ltd. v. Les Fils de Louis Mulliez and Orsay Knitting Wool Ltd. [1975] 1 C. M. L. R. 378

- (7) British Leyland Motor Corporation Ltd. and others v. Wyatt Interpart Co. Ltd., British Leyland U.K. Ltd., Pressed Steel Fisher Ltd, and British Leyland (Austin Morris) Ltd. [1979] 1 C. M. L. R. 395
- (8) Valor International Ltd. v. Application des Gaz S. A. and E. R. I. Leisure Ltd. [1978] 3 C. M. L. R. 87
- (9) Felixtowe Dock and Railway Co. and European Ferries Ltd. v. British Transport Docks Board [1976] 2 C. M. L. R. 655
- (10) Chelinkarm Motors Ltd. v. Esso Petroleum Company Ltd. et al. [1979] 1 C. M. L. R. 73
- (11) Esso Petroleum Co. Ltd. v. Kingswood Motors (Addlestone) Ltd. and Others [1973] C. M. L. R. Part 74, 665
- (12) Minnesota Mining and Manufacturing Co. v. Geerpress Europe Ltd. [1973] C. M. L. R. Part 68, 259
- (13) Lerose Ltd. and another v. Harwick Jersey International Ltd. [1973] C. M. L. R. Part 66, 83
- (14) Yvonne Van Duyn v. Home Office [1974] 1 C. M. L. R. 347
- (15) McWhirter v. A Horney General [1972] C. M. L. R. Part 63, 882
- (16) Michael Miliangos George Frank (Textile) Ltd. [1975] 1 C. M. L. R. 121
- (17) Schorsch Meiner GmbH v. Hennin [1975] 1 All. E. R. 152
- (18) *カニヤダ* Re A Car Accident in West Berlin (Case C. I. 487/1974), U. K. National Insurance Commissioner, [1979] 2 C. M. L. R. 42, Re An Italian Worker (Case C. S. 622/78) U. K. National Insurance Commissioner, [1979] C. M. L. R. 441, 等 国民保険委員会の扱われたような事件がある。

二 イギリスの諸判例に見られる問題点

このような判例を通して見られることとしては、一つにはE.C.への加盟によつて、人・物・サービス交流の拡大から、他の加盟国との関係において紛争の原因となつて来ていることが明らかである。もつとも、物の交流の面においてはE.C.法の適用によつて解決されているとはいえず、E.C.法の適用を避けて別な問題点について国内において解決したり、E.C.裁判所への照会を行わないといった例が少くない。これに対して、商号、商標、特許といったものについては、ビール事件、サイダー事件、マキシム事件、シルダー毛糸事件のように、自由流通に伴う加盟国相互間における権利の衝突が生じていることをうかがうことが出来るし、それらの事件がE.C.法の適用を必要としている。もつとも、これらの事件がE.C.法を適用

するに当つてEC裁判所に予備決定を求めているとはかぎらない。すなわち照会するか否かは国内裁判所の裁量によるからである。たとえEC裁判所への照会がされていないからといって、国内裁判所はEC法の適用を回避しているとは考えられない。たとえば、EC裁判所へ照会をしなかつたシャンペン事件（バルマー事件、前項の判例2）を見ると、この事件の判決に当つてEC判例および他加盟国判例が数多く引用されている。すなわち、この事件では三八の判例が参照されているが、その中に一一のEC裁判所判例、七のドイツ判例、三のフランス判例一つのオランダ判例を参照しているのである。E・M・I・レロド事件（判例3）においては一一のEC判例と二つのオランダ判例が、三つのイギリス判例に加つている。人的交流に関する科学教事件（判例13）においては多くのEC判例に加えて、ドイツ・フランス・ベルギー・オランダの判例におよんでいるのである。

イギリスがEC加盟国であり、ECの限られた目的の範囲内においては、EC法の直接適用を認め、EC法イギリス法に優越したものとなりうるのであるから、EC裁判所の諸判例がイギリス国内裁判所において参照されることはありうることであるが、他の加盟国の判例はイギリス国内に対して直接拘束するものとはいえない。もとより、これらの事件は基本的には涉外事件であり、抵触法上の選択の原則に従つてイギリス国内で外国法が適用されることもありうるのである。ただし、これ等の事件はイギリスにおいて外国法の適用の必要があり、外国法解釈の参考として外国判例に及んでいる場合とはいえない。この場合の外国判例の参照は、EC域内諸国においてはEC法に關係する紛争を統一的に処理するために、他国において行われているEC法の解釈や、類似した紛争の処理を国内裁判所の紛争解決への参照としているといえるのである。

もとよりこうした外国判例がイギリスにおいて法的拘束力 *stare decisis* を持つていとはいえない。イギリスにおける判例拘束力は一九六六年以後においては絶対的な拘束力は持ちえないものと考えられるにいたつて⁽¹⁾いるが、なおイギリスの司法制度を前提とするものであつて、外国裁判所はイギリス司法制度にその位置を占めて⁽²⁾いるわけではない。いわば説得力

を加えるための資料として用いられるといえよう。

とはいえ、外国判例を参照することによつて、ECの目的といった限られた範囲であるにしても外国と外国の司法制度の下に生み出された外国判例がイギリス国内判例法の形成に影響することになるであろう。このことからEC裁判所の予備決定によるECの共通準則の設定と併せて、EC域内諸国においてEC関連の類似事件について類似の解決をする結果になるう。

もとより、EC域内での加盟国間における法の整合はEC会社法や、統一製造物責任法の試みに見られるように立法過程を通して行われるものもあり、この種の法の整合は目にとまりやすい。しかしながら、イギリスの判例に見られるような司法過程を通しての整合は目立つものでなく、また時間を要するものではあるが長期的には注目すべき問題を提起しているといえよう。

(1) Statement made by Lord Gardiner L. C. on July 26, 1966, [1966] 1 W. L. R. 1234, [1966] 3 All. E. R. 77

三 アメリカにおける事例

アメリカの判例を見ると、他州判例やイギリス判例を参照している例は極めて多い。従つてアメリカ諸州間において他州判例が拘束力を持つているかのような印象をうける。もとよりアメリカ合衆国における州は、共通の連邦憲法にもとづいて結合しているのであつて、連邦による拘束はEC条約によつて結合しているEC加盟国よりはるかに強いものがある。連邦憲法には州相互において「充分な信頼と信用」の保障されるべきことを要請し、これによつて他州の法律を尊重し、他州の判決の効力を承認することとなる。もつとも、ここでいう他州の判決の承認は他州判決の既判力 *res judicata* を認めるもので、判例の法としての拘束力をもつていないものではない。合衆国は本来主権を持つた州の連邦であつて、連邦に委任

しないかぎりにおいて州には主権上の権利が留保されているのである。従つて州は留保されている権限にもとづいて、その法域内において独自の州法を構成し、適用するのであり、他州法の拘束をうけているのでない。近年において州際間の交流の増大から、州法間の相違を避けて各州とも同じ統一法を採用する傾向にあるが、これもその性質は州法としてその法域内に適用されるものであつて、州際私法上の事件において、適用法規選択の結果他州法が適用される場合を除いては、他州法が当然のこととして拘束力を持つものではないし、統一法も選択の結果適用すべきことになつた他州法が自州法と同じものでありうるように組立てられている。それにもかかわらず判決の理由づけに當つて他州判例に論及することは極めて一般的であり、とりわけ法理論上の新しい展開を必要する場合にこうしたことが見られる。

例えば契約法のコンシダレイションの理論に新しい展開を与えた有名なアルゲニイ・カレッジ対ジェームスタウン・ナショナル・チャウタカ事件(一九二七年¹⁾)を見ると、この事件は伝統的なコンシダレイションを対価としてとらえる理論から、約束による禁反言 *promissory estoppel*、慈善的引受行為 *charitable subscription* として信頼 *reliance* の原則への展開を示すニュー・ヨーク州の判例である。この判例は新しい理論を構成するに當つて、ニュー・ヨークの判例だけでなく、合衆国、マサチューセツツ、ヴァーモント、ジョージア、ニュー・ジャージー、ウィスコンシン、アラバマ、カンサスの諸州の判例と、併せてイギリス判例が参照されている。さらに、ホールズワース、ポロック、アンソンといつたイギリスの著作、ウィリントン、ラングデルといつたアメリカの著作に及んでいる。この判例においてニュー・ヨーク州判例と他州判例を明白に区別しているとはいえない。

さらに、このアルゲニイ・カレッジ事件はニュー・ヨーク州判例であるが、この影響がニュー・ヨーク州の域内にとどまつていないわけではない。たとえば一九三八年のペンシルヴェニアの判例であるフリード対フィッシャー事件²⁾では、アルゲニイ事件が参照されている。いわば、他州判例を参照して出された判例が、次には他州において用いられるといつた州相互間

における判例の影響が認められるのである。

もとより、他州判例の参照が常に法の統一化のために役立つわけではなく、自州判例の特色を強調するために他州判例を参照することもある⁽³⁾。しかしながら、立法の面における統一法の出現と、厳格には立法に当たらないがリスティメントのように全国的に共通な原則が影響をもつようになる。統一法・リスティメントと共に州において行われる統一法やリスティメントを解釈した判例が参照されることになるのである。すなわち立法過程における統一が、判例を通しての整合にも影響する結果になる⁽⁴⁾。

- (1) *Allgeheyn College v. National Chautauqua County Bank of Jamestown* (1927) 246 N. Y. 369, 159 N. E. 173. A. L. R. 980
- (2) *Fried v. Fisher* (1938) 328 Pa. 497, 196 A. 39.
- (3) たゞせば、すこし古い事件であるが *Mask v. State* (1856) 32 Miss 405のように他州判例を参照しているが、州間に相違のあることを指摘しているであつて、他州判例の法則を準用するわけではなくものである。
- (4) たゞせば *Suvada v. White Motors Company* (1964) 201 N. E. 2d 313 (Ill.) に見られるように、統一商法典の解釈について、イリノイの州裁判所が、ニュー・ジャーシー州判例や連邦控訴裁判所における解釈を参照してゐる。

四 ま と め

このように州あるいは国といつた、異つた法域の間で判例が相互に影響するには、いくつかの土台が考えられる。

第一には、いうまでもないが、アメリカの場合のように州が連邦の構成員であつたり、ECのように国が国家連合に加つてゐることによつて共通の利害において結ばれてゐることである。アメリカの州のように州相互間の平等と信頼を前提とするにしても、ECのように第一次法源としての条約において加盟国を制限された範囲であるにしても共通の利害と政策の下に統合してゐるのである。これはカナダやオーストラリアのように連邦国家や、イギリス連邦のような結合においてもみられる。イギリス連邦においては、かつて見られた本国による加盟諸国への統制は弱まつてゐるにしても連邦に加盟する諸国間

の相互影響は残っているのである。このことから次の問題を考えることになる。

第二にはその背景となる法文化の共通性である。イギリス連邦を構成する諸国は、イギリスのコモン・ローを共通の土台として、それぞれの地域の特質を反映して修正されて来たし、アメリカ諸州の圧倒的多数は同じくコモン・ローを共通の土台としているのである。この点において、ECはローマ法を共通な背景とする大陸諸国と、コモン・ローにもとづくイギリスとの結合であつて、必しも歴史的に共通の法文化をもつてるとはいえない。ここでは文化的背景を越えた国家連合としての事実がある。

第三に、アメリカにおけるルイジアナ、カナダにおけるケベックのように連邦内に異つた法文化を包摂するものもあり、ECのように大陸法とコモン・ローを包含するものもある。この場合にはその域内における、物・人・サービス・資本等の交流を円滑に進めるために、意図的に従来の州境や国境といった障碍を排除すると共に、取引や交流の増大によつてこうした障碍を排除せざるをえなくなるのである。

第四に、明白に理論上の問題とはいえないが、現実において無視出来ないのが言語の問題である。イギリス連邦諸国は共通の言語をもち、アメリカ、カナダ、オーストラリアといった連邦においても共通な言語を用いている。この場合には他国において生じた事例を参照し、その国の事実に応じた解釈をすることが行いやすい。この点について、ECにおいては共通の言語をもたない。それにもかかわらずEC加盟国において他国の事例が身近なものになつてくるのは、個々の法律家が複数の言語に通じているといった現実があるにしても、ECの機関が組織的にECに関連する法律事件を加盟国の言語で提供しているといった現実があり、すくなくともEC法の適用問題については加盟国の法律家は自国語で他国判例を利用するのである。すでに参照した事例においても、外国判例の参照はEC判例集さらに *Common Market Law Reports* を經由して利用しているのであつて、言語の障碍が全くなつた時に他国のすべての判例を参照するにいたるであらう。

第五には、言語の障碍が全くなつた時に、法律家は参照すべきあまりにも多くの判例があることになる。これは五十の州からなるアメリカにおいて見られるところである。このためには参照とすべき事例を比較的容易に検索できる技術が必要となる。アメリカにおいて極めて発達した *Digest* や *Citation* といったものが他の法域の事例への接近をより容易なものとしていることは明らかである。

第六に、法学教育、法曹教育の占める役割を考える必要がある。アメリカにおける法学校での教育は実務家の養成に向けられているのだから、法学教育はその学生が将来実務を行わんとする州法と、必要な連邦法の教育に向けられることで足りよう。ところが、全国的規模をもつ法学校においては、その学校の置かれている州法の教育ではなくて、教育的に意味のある判例を州にかかわらず選択したケース・ブックによつてケース・メソッドを行うことになる。このようなケース・メソッドは法の扱い方を教えるのでその一つ一つの知識を与えるものではないというものも、現実に州にかかわらず教育された実務家は、必要なら理論づけのためにはどの州の判例もまたイギリス判例も用いることになる。同じ傾向は、カナダ、オーストラリアにみることか出来る。このことはE.C加盟国においてはまだ進められているとはいえない。他国法は外国法として比較法の対象とされるか、E.C法は特別な法領域として扱われているといえるのである。

終に、法の整合は立法過程を通して行われるものもあり、この場合に統一法という形で各法域が同一の法則を採用することによつて、その法律を解釈した判例が、統一法をもつ他の法域において参照され、結果として司法過程を通しての法の整合が増幅されることもつけ加えることが出来る。

E.Cは連邦国家と異り、限られた範囲での国家統合であることはたしかであるが、その加盟国における法の整合を必要とするのであつて長期的には加盟国内法の変化といったことを結果することも考えられるのである。